

○伊勢広域環境組合収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例

平成 17 年 3 月 4 日

組合条例第 2 号

改正 平成 25 年 9 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この条例は、使用料及び手数料その他本組合の歳入（以下「収入金」という。）を納期限までに納付しない者がある場合において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定に基づいて行う督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関して、必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第 2 条 収入金を納付義務者（以下「納付者」という。）が納期限までに完納しない場合においては、管理者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、延長された納期限とする。以下同様とする。）後 20 日以内に納付期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納付期限は、その督促状を発した日から起算して 10 日以内とする。

(延滞金)

第 3 条 収入金の納付者が、納期限後にその収入金を納付する場合においては、その収入金の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 管理者は、納付者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第 4 条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に 10 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第 5 条 第 3 条の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(滞納処分)

第 6 条 管理者は、収入金（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定するものに限る。）につき第 2 条の規定による督促を受けた者が同条の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該収入金及び収入金に係る第 3 条第 1 項に規定する延滞金（同条第 2 項の規定により減額したときは、減額後の延滞金）について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例は、この条例施行の際現に納期限を経過している収入金にかかる延滞金から適用する。

3 この条例施行の際現に納期限を経過している収入金にかかる延滞金額は、この条例の施行の日（以

下「施行日」という。)から納付の日までの期間に応じ、第3条第1項の規定により計算した金額に相当する金額とする。延滞金額を計算する場合において施行日前に督促状を発しているときは、施行日において、督促状を発したものとみなす。

- 4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則(平成25年9月4日組合条例第8号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。